

国民年金保険料の納付が困難なときは 免除・納付猶予制度のご利用を



▲日本年金機構の
ウェブサイトは
こちら

国民年金第1号被保険者で保険料の納付が困難な人は、国民年金保険料免除・
納付猶予制度をご利用ください。

問合せ／富士年金事務所（〒416-8654 横割3-5-33） ☎61-1900

国保年金課 国民年金担当（市役所3階） ☎55-2755 FAX51-2521 Eho-kokuho@div.city.fuji.shizuoka.jp

免除制度

保険料の納付が困難な人は、申請して認められると保険料の納付が全額、または一部免除されます。

対象／本人や配偶者、世帯主の前年所得が一定以下の人

免除の種類／①全額免除（納付なし）

②4分の3免除（4分の1納付）

③半額免除（半額納付）

④4分の1免除（4分の3納付）

※一部免除（②④）と認められた人が減額された保険料を納めない場合は、未納と同じ扱いとなります。その期間の免除は無効になります。

納付猶予制度

保険料の納付が困難で、納付に猶予が必要な人は、申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。対象／本人や配偶者の前年所得が一定以下で、20歳以上50歳未満の人

！失業を理由とする申請のときは

失業した人の前年の所得を除外して審査を行います。離職日の翌日が申請年度の前年1月1日以降の人が対象です。例えば、令和7年度の申請の場合、令和5年12月31日以降に離職している必要があります。

申請には、必ず雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など、離職日を証明する書類の写しを添付してください。

免除・納付猶予制度は未納より断然お得！

免除・納付猶予が認められた期間は、老後や、もしものときの年金を受け取るために必要な期間である、受給資格期間や金額に反映されます。また、10年以内なら追納することで、老齢基礎年金を満額に近づけることができます。

ただし、2年を経過した次の4月から納付する分は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

表でチェック！

制度を利用した場合と未納の場合の比較

	免除	納付猶予	未納
老齢基礎年金受給資格期間	入る		入らない
老齢基礎年金額への反映	一部あり	なし	
障害基礎年金・遺族基礎年金受給資格期間	入る		入らない
納付可能期間	10年以内		2年以内

※免除期間に応じて将来の年金受給額が減額されます。

申請方法

国保年金課または富士年金事務所に申請書を提出してください。

持ち物／基礎年金番号が分かるもの（年金手帳等）、免許証等の身分証明書、雇用保険被保険者離職票等の写し（失業を理由とする場合）

注意事項／

- 7月から翌年6月までを1年度として申請できます。
- 申請日から2年1か月前まで遡って、免除・納付猶予申請ができます。

- 原則、毎年申請が必要です。

- 電子申請もできます。詳しくは、富士年金事務所へお問い合わせください。

令和7年度の申請受付／令和7年度分（令和7年7月～令和8年6月分）の免除・納付猶予申請は、7月1日から受け付けています。

その他の制度

■産前産後免除

届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。また、免除された期間も保険料を納付したものととして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

■学生納付特例

大学（大学院）、短期大学、高等専門学校などに在学する20歳以上の学生で、前年所得が一定以下の人は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

■法定免除

障害年金（1・2級）を受けている人、または生活保護法により生活扶助を受けている人は、届け出ると保険料の納付が免除されます。